

群馬県公安委員会告示第21号

警備業法（昭和47年法律第117号。）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第13条の規定により準用する第2条の規定により公示する。

令和5年5月17日

群馬県公安委員会委員長 高橋 伸二

1 実施日時

(1) 実施期日

令和5年11月13日（月）から11月16日（木）までの間

(2) 実施時間

受付	11月13日（月）	午前9時30分から午前9時50分までの間
講習	11月13日（月）	午前10時から午後4時50分までの間
	11月14日（火）	午前9時から午後4時50分までの間
	11月15日（水）	
	11月16日（木）	午前9時から午前11時50分までの間
修了考査	11月16日（木）	午後1時30分から午後3時10分までの間

※ 日程変更又は中止となる場合がある。

2 講習場所

群馬県前橋市江田町80番地6 一般社団法人群馬県警備業協会

3 講習定員

30人

4 受講資格

事前申込みを行い、群馬県警察本部生活安全部生活安全企画課（以下「生活安全企画課」という。）から受講申込み可能である旨の通知を受けた者とする。

5 受講申込み手続き

(1) 事前申込み

ア 受講希望者本人が自己の受講要件を確認し、ぐんま電子申請受付システムにより事前申込み（電子申請）を行うこと。

事前申込みにより、講習定員を超過した場合には、抽選を行うので、各講習ごとに、受講者本人が一人一申請とすること。

抽選の有無にかかわらず、事前申込みをした者については、ぐんま電子申請受付システムによる電子メールで受講申込み可能の有無等を通知する。

注) 事前申込み時に、受講希望者本人の氏名、生年月日、本籍、住所、連絡先等の入力が必要とされる。また、事前申込みのための機器（携帯電話・パソコン等）がない等、ぐんま電子申請受付システムによる事前申込みが実質的に不可能である場合は、電話による事前申込みの

受付を検討するので、下記電話番号へ問い合わせること。

イ 本件講習に関する問合せ先

群馬県警察本部生活安全部

生活安全企画課許可等第一係（０２７－２４３－０１１０内線３０４３）

(2) 事前申込み受付期間

令和５年６月２０日（火）から６月２２日（木）まで

(3) 受講申込書の提出

ア 提出期間

令和５年９月２５日（月）から９月２９日（金）までの午前９時から午後４時までの間
（ただし、正午から午後１時までの間を除く。）

イ 提出場所

住所地在群馬県内の者は、住所地を管轄する警察署の生活安全課

住所地在群馬県外の者は、事前申込みの際に入力した群馬県内の警察署の生活安全課

ウ 提出方法

原則、受講者本人が指定された提出場所へ申請書類を持参して提出すること。

なお、郵送等による提出は認めない。

エ 提出書類

機械警備業務管理者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。） １通

(ア) 受講申込書には、申請前６箇月以内に撮影した写真（無帽、正面、上三分身、無背景、縦
３．０センチメートル、横２．４センチメートル）１枚を貼付すること。

(イ) 受講申込書に記載する本籍、氏名は、省略せずに、戸籍どおりの正確な記載をすること。

オ 受講資格の失効等

提出期間内に受講申込書を提出しなかった場合には、受講資格は無効とする。

6 受講手数料及び納付方法

３９，０００円相当の群馬県収入証紙により、受講申込み時に納入すること。

なお、既納の受講手数料については、返還しない。

7 講習業務の委託

本講習は、一般社団法人群馬県警備業協会に委託して実施する。

8 その他

(1) 本講習に使用する教本は、受講申込み時に配布する。

(2) 受講に当たっては、発熱者や体調不良者等については、受講を認めない場合がある。